省　　令

○法務省令第三十七号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

法務大臣　河井　克行

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百四十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百三十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

○法務省令第三十八号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十一条第二項の規定に基づき、保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

法務大臣　河井　克行

保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令

保護司実費弁償金支給規則（昭和二十九年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補導費） **第二条**　保護司が保護観察を担当したときは、担当事件一件につき一箇月七千六百六十円以内の費用を支給する。 （生活環境調整費） **第三条**　保護司が保護観察所長から生活環境の調整又は保護観察に関する調査（以下「生活環境調整等」という。）を命ぜられ、その結果を報告したときは、一件につき三千四百四十円以内の費用を支給する。ただし、生活環境調整等の場所が保護司の居住地から片道八キロメートル以上の場合には、これに要した旅行実費を支給する。	（補導費） **第二条**　保護司が保護観察を担当したときは、担当事件一件につき一箇月七千五百二十円以内の費用を支給する。 （生活環境調整費） **第三条**　保護司が保護観察所長から生活環境の調整又は保護観察に関する調査（以下「生活環境調整等」という。）を命ぜられ、その結果を報告したときは、一件につき三千三百七十円以内の費用を支給する。ただし、生活環境調整等の場所が保護司の居住地から片道八キロメートル以上の場合には、これに要した旅行実費を支給する。

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百六十七条の三第一項第一号の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の五第二項中「六千四百八十円」を「六千六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の所得税法施行規則第三十六条の五第二項の規定は、個人がこの省令の施行の日以後にする所得税法施行令第百六十七条の三第一項第一号、第二項第一号又は第四項に規定する料金の支出について適用し、個人が同日前にしたこれらの規定に規定する料金の支出については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（薬剤遠隔指導等を行わせる場合） **第三十一条**　法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づくものであって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合	（薬剤遠隔指導等を行わせる場合） **第三十一条**　法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合とする。 （新設）